

事務事業評価シート

(平成 24 年度実施事業)

事務事業名	中屋敷浄水場等運転・管理業務事業			事業コード	1260
所属コード	906103	課等名	浄水課 中屋敷浄水場	係名	
課長名	関村 誠一	担当者名	藤村 信男	内線番号	697－6901
評価分類	☒ 一般 ☐ 公の施設 ☐ 大規模公共事業 ☐ 補助金 ☐ 内部管理				

1 事務事業の基本情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 概要

総合計画 体系	施策の柱	快適な都市機能	コード	7
	施策	いつでも信頼される上水道事業の推進	コード	5
	基本事業	安定給水の確保	コード	1
予算費目名	水道事業会計 1 款 01 項 10 目 修繕費 (019－10) 水道事業会計 1 款 01 項 10 目 動力費 (020－10) 水道事業会計 1 款 01 項 10 目 薬品日 (022－10)			
特記事項				
事業期間	☐ 単年度 ☒ 単年度繰返 ☐ 期間限定複数年度		開始年度	昭和 34 年度
根拠法令等	水道法			

(2) 事務事業の概要

雫石川から取水した原水を、水道法の水質基準に適合するよう浄水処理し、給水区域内の需要に応じた水量を供給できるよう、浄配水場施設を運転管理するとともに、施設の正常な運転状況を保つため、点検整備を行うもの。

(3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

中屋敷浄水場は、盛岡市勢の発展に伴い、盛岡市水道第 4 次拡張事業として工事に着手し、昭和 34 年から一部通水を開始し、昭和 38 年高松配水場が完成し本格稼働した。その後、更なる市勢の発展により人口の増加が予測を上回ったことから、第 5 次拡張事業の変更により浄水能力を増強し現在に至る。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

将来にわたり水道水源の良好な水質を保持していくことを目的とし、盛岡市水道水源保護条例を平成 14 年 3 月公布し、同 10 月 1 日から施行された。水道法の一部改正により、水道事業の第三者への事業委託の制度化など平成 14 年 4 月から可能になった。水道により供給される水に関する新しい水質基準を定める「水質基準に関する省令」が平成 15 年 5 月公布され平成 16 年 4 月から施工された。平成 19 年 3 月水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針が示され、その対応に努めている。使用者節水意識の向上と大口需要者の地下水利用への転換及び人口の減少等により給水量が減少している。

2 事務事業の実施状況 (Do)

(1) 対象（誰が，何が対象か）

- 原水
- 浄水処理施設等

(2) 対象指標（対象の大きさを示す指標）

指標項目	単位	22 年度 実績	23 年度 実績	24 年度 計画	24 年度 実績	26 年度 見込み
A 施設数	箇所	2	2	2	2	2
B 原水の取水量	m3	7108732	5635828	12045000	7097628	12045000
C						

(3) 23 年度に実施した主な活動・手順

- ・原水を浄水処理し，水道使用者に水道水を供給した。
- ・水道法の水質基準に適合する浄水処理が出来るよう，施設の維持管理を行った。
- ・浄水処理過程で発生した汚泥は，法に基づき処理し，環境への負荷を低減するため有効利用した。

(4) 活動指標（事務事業の活動量を示す指標）

指標項目	単位	22 年度 実績	23 年度 実績	24 年度 計画	24 年度 実績	26 年度 目標値
A 施設異常，災害時等の職員の緊急出動回数	m3	2	7	4	2	4
B 浄水量(ろ過量)	m3	6910602	5436543	11745700	6897545	11745700
C 汚泥処理量	m3	12023	7050	4340	8542	4340

(5) 意図（対象をどのように変えるのか）

- ・原水を浄水処理し，水道法の水道水質基準に適合した水道水にする。
- ・水道法の水道水質基準に適合する浄水処理が出来るよう，浄水場施設の維持管理を行う。
- ・浄水処理過程で発生する汚泥は，環境への負荷を低減するよう有効利用の促進を図る。

(6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	22 年度 実績	23 年度 実績	24 年度 計画	24 年度 実績	26 年度 目標値
A 施設の正常稼働(減断水無し)率＝	□上げる	%	99	100	100	100	100

(1-減断水日数/年度の日数)×100	□下げる ■維持						
B 配水量	□上げる □下げる ■維持	m3	6791820	5306740	11260250	6778970	11260250
C 汚泥処理率=(汚泥処理量/原水の取水量)×100	□上げる □下げる ■維持	%	0.169	0.125	0.036	0.120	0.036

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	22 年度実績	23 年度実績	24 年度計画	24 年度実績
事業費	①国	千円	0	0	0	0
	②県	千円	0	0	0	0
	③地方債	千円	0	0	0	0
	④一般財源	千円	0	0	0	0
	⑤その他()	千円	73,739	62,950	71,311	69,149
	A 小計 ①～⑤	千円	73,739	62,950	71,311	69,149
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	23,592	23,592	23,592	23,592
	B 職員人件費 ⑥×4,000 円	千円	94,368	94,368	94,368	94,368
計	トータルコスト A+B	千円	168,107	157,318	165,679	163,517
備考						

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価 (評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要)

① 施策体系との整合性

施設が 24 時間正常に運転することは、使用者に水道水をいつでも必要なときに必要な分だけ使用してもらえることにつながる。また、水道法の水質基準に適合した水道水とすることは、安全でおいしい水を信頼して使用していただけることにつながり、浄水処理により発生する汚泥を水環境に影響を与えないように処理再利用することは、安定給水に結びつく。

② 市の関与の妥当性

盛岡市の水道は、普及率がすでに 97%を超え、毎日の暮らしに欠くことのできない重要な役割を担っている。この事業は、水道法に基づき、清浄にして豊富低廉な水の供給を図ることにより、公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的としていることから、市がやるべき事業である。

③ 対象の妥当性

浄水処理施設は、給水区域内に水道水を供給するために条件に適した位置に在り、原水の水

道事業認可及び水利権の許可に基づいていることから、原状で見直す余地はない。

④ 廃止・休止の影響

浄水場は、ライフラインである水道水を製造しており、この事業を廃止・休止はできない。

(2) 有効性評価（成果の向上余地）

浄水場職員の技術力を高めることにより、浄水場の安定した運転及び管理の向上につながる。

(3) 公平性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

水道事業は、水道利用者による受益負担が原則となっており、いつでも安全でおいしい水を公平に供給し、その費用は条例により水道料金として決められていることから、公平・公正である。

(4) 効率性評価

配水量は季節・天候等に左右されることから、配水量を的確に予測し、配水池の容量を有効利用することにより、薬品使用量及び電力消費量の節約を図れる。

4 事務事業の改革案（Plan）・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 改革改善の方向性

職員の高齢化が進んでおり、後継者への技術の継承を進める。また、施設の安定した運転を確保するため計画的な点検・更新を行う。

(2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

施設の老朽化に伴い、今後整備費用の増加が見込まれることから、計画的かつ効果的な整備・更新を進める。

5 課長意見・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 今後の方向性

☐ 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）

■ 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）

□ 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

- ・平成 24 年度の配水量は新庄浄水場との上田地区給水区域のやりとりで昨年度より増加したものの、大きな施設の事故もなく安全な水道水を安定的に供給することができた。
- ・施設が老朽化してきていることから、水需要を踏まえた将来の施設整備、運転管理業務のあり方（夜間民間委託，G L F 急速ろ過の廃止，浄水場廃止時期等）について技術面及び事務事業の両面から考慮しながら事業を進める必要がある。